開催します! 消費生活移動法律相談室

お金・買い物・契約など、消費生活に関するお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けることができます。今年度はこれが最後の開催です。 (次回は9~11月予定) ぜひご利用ください。(予約制)

日時:

2月12日(土) 午前9時~正午

会場:

聖籠町役場1階 住民相談室

申込み:

聖籠町消費生活センター

25 0254 - 27 - 1958



通信

2月 vol.136

②役場町民課 消費生活センター☎27-1958(直通)※来所の際は事前にお電 話頂けると確実です

2月17日(木) 18日(金) 相談窓口を 午後5時まで延長します

12月相談受付状況

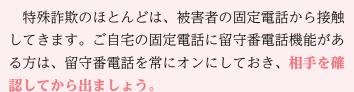
件数	主な相談内容
12件	迷惑メール、Wi-Fi ルーター、
	指輪、有料コンテンツ、ADSL
	回線



特殊詐欺は起きています!



<u>令和3年1月~10月末の県内被害状況</u> 被害件数 102件 被害額 1億9554万円



今の固定電話に留守番電話機能がない方は、迷惑電話防止機能付き電話機への買い替えをご検討ください。 (子機付きで数千円から購入できます。)子・孫世代は、設置・設定のサポートをお願いします。**役場でも、電話機に取り付けるタイプの防犯装置を無料貸し出ししています**。



- A T M で手続きを
- キャッシュカードを預かります
- コンビニでカードを買って
- お金を至急用意して